

1 心の教育センターと県以外の関係機関との情報共有

生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合を除き、連携が想定される**関係機関への必要な範囲内の情報提供について**、各関係機関が相談(支援)開始時に、**本人の了解を得る**ことで、関係機関同士の情報共有が可能となる。

関係機関	根拠となる法令等	個人情報の収集(◆は例外規定)	個人情報の提供(◆は例外規定)
市町村教育委員会 市町村立学校 各市町村教育支援センター	各市町村個人情報保護条例(多くの市町村の条例は県と同様)	○個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲で収集しなければならない。 ○実施機関は個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。 ◆本人以外から収集できる場合 ・法令等に基づくとき ・生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき ・個人情報保護制度委員会の答申があるとき	○市町村は、提供する機関の個人情報取扱事務の目的のためであれば、県の機関に対して提供することができる。 ◆目的以外の目的でも提供できる場合 ・法令等に基づくとき ・生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき ・個人情報保護制度委員会の答申があるとき
高知地方法務局	・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	○特定された利用目的の達成に必要な範囲内であれば、個人情報を保有することができる。(県の機関からの提供は可能。) (第3・4条)	○国の機関は、利用目的のために県の機関に提供することができる。 ◆利用目的以外の目的でも提供できる場合 ・本人の同意があるとき ・保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき (第8条)
各国立学校等	・独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律	○同上 (第3・4条)	○同上 (第9条)
民間 各私立学校 弁護士会(弁護士) 医師会(医師)	個人情報保護法	○あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示することで、取得することができる。 ◆本人に明示しなくても取得できる場合 ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 ・国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (第18条)	○あらかじめ本人の同意を得て、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができる。 ◆本人の同意がなくても取り扱うことができる場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ・国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (第16条)
民生委員・児童委員(特別職地方公務員)	民生委員法第14条関係 第15条関係 児童福祉法第17条関係	○民生委員法の守秘義務規定に則り、信頼関係を損なわないよう個人情報に配慮した活動を行う。 (出典:全国民生委員児童委員連合会「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」) ○民生委員・児童委員は、住民の生活状態を適切に把握することが職務であり、職務を遂行する上で必要な場合は、県の機関から個人情報を収集することができる。	○当該支援者の支援活動という目的の範囲内で、あらかじめ想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報提供について、支援開始段階で本人の了承を得ておけば、提供ができる。 例:関係機関との支援に関するケース会議の場合 ○想定外、目的外の県の機関への提供については、その都度本人同意を得る必要がある。ただし、生命、身体、財産の保護のために、緊急であり本人同意が取れない場合は、個人情報の県の機関への提供が認められる。

2 心の教育センターへの積極的な情報提供について

- 関係機関への依頼文による周知
- 民生委員・児童委員協議会等での依頼
- 各種研修会等での周知
- 校長会等での周知

積極的な
情報共有

ワンストップ &
トータルな対応
の充実